



平成 27 年 5 月 11 日

各 位

会社名 タツタ電線株式会社  
代表者 代表取締役社長 木村 政信  
(コード番号：5809 東証第一部)  
問合わせ先 総務部 主幹 山本 英輔  
(TEL 06-6721-3331)

### 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行すること、および本移行に伴う定款の一部変更について、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 91 期定時株主総会での承認を条件に決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社へ移行した後の新体制およびこれに伴う役員等の人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の新体制およびこれに伴う役員等の人事について」にて別紙開示しております。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の理由

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため。

##### (2) 移行の時期

平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 91 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

①平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)による改正後の会社法(以下「改正会社法」という。)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設される監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。

②改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することができることとして、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 26 日

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役は、17名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任) 第 19 条 取締役は、株主総会で選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集) 第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によってこれを定める。 ② 取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第 18 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、17名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第 19 条 (現行どおり) ② 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>③ 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 当社を代表する取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議によってこれを定める。 ② 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長1名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取</p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 23 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 27 条～34 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第 23 条 取締役会は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任軽減)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員および監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p><u>第 28 条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p><u>第 29 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p><u>第 30 条 監査等委員会はその決議により、常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本</u></p>
--	---

<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>35</u>条～第<u>36</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>37</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設) (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1 当社は、第 91 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第4 2 3条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第 91 期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第4 2 3条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。</u></p>
--	---